

第百六十八号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中 「同 東久留米特別支援学校 東久留米市野火止二丁目一番十一号」 を

同 東久留米特別支援学校 東久留米市野火止二丁目一番十一号

同 八王子南特別支援学校 八王子市鎌水二丁目八十八番地一

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別支援教育の推進を図るため、東京都立八王子南特別支援学校を設置する必要がある。